

※欄は記入不要です。

(※受付' 年 月 日 / 郵・送・E-Mail・FAX)

求人申込書

企業用

No.

求人先	ふりがな											設立	明大昭平年 月			系列			
	事業所名											代表者	役職名			担当者	役職名		
	本所在地	〒 TEL() -										氏名				氏名			
	支店・工場営業所	〒 TEL() -																	
事業内容											従業員	総数 名							
											内大卒 名			内本学卒 名					
											支店従業員数 名								
											男 名・女 名								
採用条件	応募方法	1.自由応募		採用人数	大学卒 名		正社員・契約		業種No.	No. ☆裏面業種一覧を参照し選択。	初任給	職種別							
		2.学校推薦 名			大学院卒 名		その他()					区分							
		URL		E-mail				基本給		円		円							
	職種(具体的に)			職種内容(具体的に)						手当		円		円					
	勤務時間	平日	AM 時 分～PM 時 分		その他の条件	既卒採用		可・不可・要相談		手当		円		円					
	休日	土曜	AM 時 分～PM 時 分			外国人留学生採用		可・不可・要相談		手当		円		円					
		年次有給休暇 日 完全週休2日制(曜日・ 曜日) 隔週休2日制(月 回土曜休み) その他()		障がい者採用		可・不可・要相談		計		円		円							
	勤務予定地			※インターンシップの受入れ		可・不可・要相談		年 月		現行・見込		現行・見込							
	採用試験	応募書類会社へ切日	月 日()		月 日()以降随時		携行品		提出書類			1.履歴書(写真添付) 2.成績証明書 3.卒業見込証明書 4.その他()							
		選考方法	書類選考・筆記(適性検査・一般常識・専門知識・作文・小論文)・面接・健康診断				筆記具		提出方法			1.学校送付 2.本人持参 3.本人郵送							
試験日時		月 日() 時 分		月 日() 時 分		印鑑		会社訪問		電話予約・直接歓迎・不可		月 日							
場所						その他		会社説明会		有・無 場所		月 日() 時 分～							
学内日程	※学校推薦申込書へ切日	月 日() 時 分まで		※学校推薦発表日		〔 〕		[備考]											
	※進路就職課応募書類へ切日	月 日() 時 分まで		月 日() 時															

尚絅学院大学 作業別分類コード一覧

記 号	大 分 類	業種No.	中 分 類
A	農業、林業	01	農業、林業
B	漁業	03	漁業、水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	04	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	05	建設業
E	製造業	06	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業
		07	繊維工業
		09	印刷・同関連業
		10	化学工業、石油・石炭製品製造業
		12	鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業
		13	はん用・生産用・業務用機械器具製造業
		14	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		16	電気・情報通信機器具製造業
		17	輸送用機械器具製造業
		19	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	20	電気・ガス・熱供給水道業
G	情報通信業	22	情報通信業
H	運輸業、郵便業	21	運輸業、郵便業
I	卸売・小売業	23	卸売業
		24	小売業
J	金融、保険業	25	金融業
		27	保険業
K	不動産業、物品賃貸業	29	不動産取引・賃貸・管理業
		28	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	26	学術・開発研究機関
		31	AM 時 分～PM 時 分
		36	その他の専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業	37	AM 時 分～PM 時 分
N	生活関連サービス業、娯楽業	38	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業	32	学校教育
		39	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉	30	医療業、保健衛生
		34	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	02	郵便局・郵便局委託事業・協同組合
R	サービス業(他に分類されないもの)	33	宗教
		35	その他のサービス業
S	公務(他に分類されないもの)	70	国家公務
			地方公務
	上記以外のもの	他	

※該当する 枠内の業種No.を選択し、表面の業種No.記入欄に記入してください。

自己申告書

令和 年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____
事業所所在地 _____
代表者名 _____ (印)

☐ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

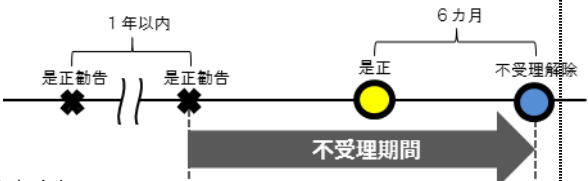
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

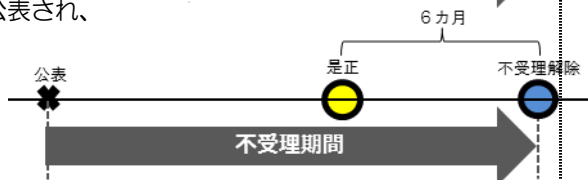
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



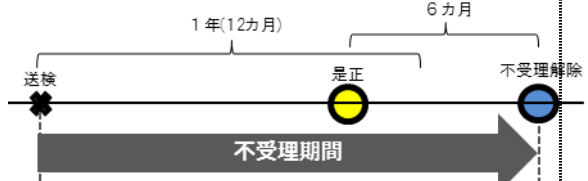
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

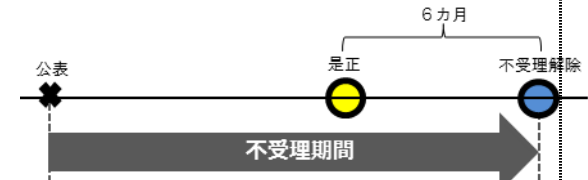
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項、第11条の2第1項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))

※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名		求人番号				記入日： 令和 年 月 日
------	--	------	--	--	--	---------------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【 】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
③	平均継続勤務年数	年			年		
※	従業員の平均年齢 （参考値として、可能であれば記載してください。）	歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有 ・ 無	
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有 ・ 無	
③	メンター制度の有無	有 ・ 無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有 ・ 無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有 ・ 無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況		企業全体の情報		【 】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	時間		時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	日		日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 人	男性 人	女性 人	男性 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 %	管理職 %		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

AM 時 分～PM 時 分

雇用保険適用事業所番号